

鹿島市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助
団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規
定により 次のとおり公表する。

令和7年4月14日

鹿島市監査委員 村 田 敏 樹

鹿島市監査委員 山 口 孝

令和6年度 財政援助団体等監査結果の指摘事項等に対する改善措置状況

【対象部署】 保険健康課	
指摘事項	改善措置の内容
① 事務局職員就業規定に定められている給与・手当等の別表や役員手当に関する規定が無かったため、規約・規程に明記されたい。	① 事務局職員就業規定及び役員手当に関する規定については、見直しを行い適切な内容に改めて、理事会で承認を得るよう指導を行いました。
② 補助金の使途について、補助対象である大会研修費の一部で取扱いに誤りがあったので、交付要綱に従い適正に処理されたい。	② 補助金の使途については、交付要綱に従い取扱いに誤りがないよう、適宜、団体に出向き事業内容や出納管理の把握に努め、適正な事務処理が図られるよう監督するとともに指導を行いました。
③ 支出について、費目誤りや証拠書類不備等の不適切なものが見受けられたので、適正な予算執行を図られたい。	③ 支出事務についても、適切な事務処理と確認体制の強化が図られるよう、監督するとともに適正な予算執行がなされるよう指導を行いました。
④ 鹿島市老人クラブ連合会補助金交付要綱様式第2号に交付の条件が記載されていないので、鹿島市補助金交付規則 様式第2号に基づき見直しを図られたい。	④ 鹿島市老人クラブ連合会補助金交付要綱 様式第2号「補助金交付決定通知書」については、鹿島市補助金交付規則 様式第2号に基づき、交付の条件を記載するよう改善いたしました。

【対象部署】 総務課	
指摘事項	改善措置の内容
① 全庁的な取り組みとして、補助金交付の審査についてはマニュアルやチェックシートの作成等の工夫をしながら、審査ノウハウの引継ぎの徹底をお願いしたい。	① 総務課長名で全所属長あてに「各補助金等交付事務の適正執行について」の通知を出しました。補助金交付業務において、マニュアル・チェックシートの作成やチェック体制の強化など適正に事務が執行できるよう周知徹底を行いました。

【対象部署】 生涯学習課	
指摘事項	改善措置の内容
① 令和５年度鹿島公民館運営協議会収支決算書について、市へ提出された実績報告書に添付されていた決算書と総会資料に添付されていた決算書とでは相違があったため、同じものを添付されたい。	① 鹿島公民館運営協議会収支決算書と、市に提出された実績報告書とでは、引当金の記載方法に一部相違が生じていたところでした。今後、記載方法を統一したうえで、同一の決算書を添付するように指導を行いました。
② 指定管理者募集要項で定められた応募書類の一部が添付されていなかったため、応募を受け付ける際には十分に確認をされたい。	② 指定管理の応募書類を受け付ける際には、必要書類の添付の有無について、チェック表を作成するなどして、確認を徹底するようにします。
③ 長期勤務手当および役員手当の支出根拠について、明記されたものが無かったため、指定管理者への指導及び監督については適宜行うよう努められたい。	③ 長期勤務手当及び役員手当の支出根拠の記載については、１２月以降の公民館職員との定例会において、ひな形を提示しながら指導を行ったところでした。令和７年４月以降、指定管理受託団体における総会等を経て改正手続きを行い、各公民館の就業規則や取扱要綱または内規に、それぞれ支出根拠を明記するように計画しています。
④ 基本協定書第１６条に、「管理業務及び経理の状況に関し、実地に調査し、必要な指示及び改善を命ずることができる」と定められていることを遵守し、管理運営状況の定期的な点検及び改善が図られるよう指導するとともに、各公民館業務の履行状況の確認を確実に行われるよう努められたい。	④ 地区公民館の管理業務及び経理の状況については、毎月の地区公民館職員との定例会において情報交換を行い、必要に応じて指導等を行っています。また、当初予定していなかった予算執行についても適宜協議をしながら適正な予算執行に努めているところでした。さらに、修繕・工事や突発的に対応が必要な案件が発生した際には、担当職員も一緒に現地確認を行いながら、対応を行っています。今後も、公民館の指定管理業務が適切に行えるよう、より公民館と生涯学習課の連携を密にしていきます。
⑤ 引当金は、特定の費用に備えてあらかじめ準備しておくものであることから、その内容確認は書面により確実にを行うようお願いしたい。	⑤ 引当金の使途及び内容については、地区公民館職員との定例会及び公民館連絡協議会において、改めて共通認識をはかったところでした。また、令和６年度の決算書及び令和７年度の予算書の中で、引当金の使途を明記するようにしています。